

ちばやあかさか

▷人の動き▷

世帯数および人口

(昭和51年1月31日現在)

世帯数	1.211戸
人口	5.228人
男	2.515人
女	2.713人

第43号 発行 千早赤阪村役場 (07217) 2-0081 (代) 編集 観光課 印刷 東野印刷所



⑤ 千早城址

⑦ 千早神社



文化財シリーズ ⑥

⑦ 千早神社

千早城の本丸跡にあり、もと八幡大神を祀り、千早城の鎮守として創建された。

後、楠木正成、正行を合祀して楠社と称し、明治十二年千早神社と改称される。

明治四十年小吹の八阪神社(素戔鳴尊)、千早の阪本神社(大市姫命)、中津原の下中津神社(天太玉命)が合祀され現在に至っている。

摂社に椋本神社(大物主命)、平野神社(応神天皇)、広国神社(金山彦命)及び大將軍社がある。

⑤ 千早城址

千早城は元弘二年、楠木正成が築城したもので、元弘三年二月、北条の大軍を迎えうった城兵僅に千有余名、藁人形・巨岩・大木等神謀奇策をめぐらして撃退し、弧城にひるがえる菊水の旗風は、天下の義軍をたたしめ、遂に百日の籠城を全うし、建武中興の原動力となった記念すべき城である。

正成戦死後も楠氏一族によって保たれたが、元中九年(一三九一)正勝の時、畠山基国に敗れ落城した。

【今月号の内容】

◆文化財シリーズ⑥	1頁	◆新区長決まる	6頁
◆昭和49年度一般会計性質別歳出決算額の項目別支出状況	2頁	◆戦没者遺族に対する特別弔慰金申請について	7頁
◆昭和49年千早赤阪村歳入歳出決算	3頁	◆重度身障害者(児)の医療費助成について	7頁
◆昭和49年度特別会計歳入歳出決算	4頁	◆農繁期の労働力交換はお早目に	7頁
◆大阪府土地利用基本計画のあらまし	5頁	◆旧軍人に対する恩給の一部が改正されました	7頁
◆所得税・贈与税	6頁	◆消費生活	8頁
◆住民税申告書の出張受付について	6頁	◆千早赤阪村誌発刊のお知らせ	8頁
◆心配ごと相談日	6頁	◆車輛通行禁止のお知らせ(村道改良工事のため)	8頁
◆休日診療について	6頁	◆あなたの声を府政に	8頁

昭和49年度 一般会計性質別歳出決算額の 項目別支出状況 (49年度決算統計より)

◎人件費の項目

人件費の総額は一八六、七四五千円である。四十八年度との比較では約八割、金額で七三、七九二千円の増である。このうち職員給は一、二八、九一五千円で、人件費に占める割合は約六十九％である。

◎補助費の項目

補助費の総額は一三五、九〇八千円で歳出総額に占める割合では、十九・二％前年度に比べて約二％増である。主な支出先は清掃、伝染病、し尿処理等の一部事務組合、これらの支出額は一〇、二六三千円である。又、補助金については村内のみかん椎茸等の組合に対するものが八二、六七四千円で一番大きく、市町村間の事務負担金を含めた額は九、七三七千円である。

◎普通建設事業費の項目

教育費関係では、赤阪小増築に二三、〇八〇千円、千早幼稚園園舎改築工事で、四六、四八七千円を支出している。農林水産業費関係では、農道赤坂城跡西浦高塚線工事等に六五、八二二千円、山地崩壊防止工事等に九、四六七千円を支出している。商工費関係では、公園整備工事(奉建塔)で二、九〇一十千円を支出し、土木費関係では村道深阪学校線補修工事外十七ヶ所材料費に三、七八二千円、村道役場上東阪線工事に二五、九〇〇千円支出している。

◎物件費の項目

需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費など)の支出額が一番大きく二六、八二三千円順に備品購入費(施設課ジープ、中古小型ポンプ、可搬式消防ポンプの購入が主なもの)の二〇、一四三千円、委託料(戸籍の除籍タイプ地籍図作成、住民検診、赤阪小設計委託料が主なもの)の二二、二七六千円、旅費の三、三三八千円交際費の二、三三〇千円と支出されている。

◎公債費の項目

四十九年度の村債元金償還額は一四、六九三、千円、村債利子償還額一八、七二〇千円、一時借入金利子二、一〇八千円、四十九年度の村債発行額四七、四〇〇千円を支出している。四十九年度末における地方債現在高は、三三六、七二一

千円である。

◎積立金の項目

積立金の項目では、総務費関係の公共施設整備積立金一〇、〇四六千円、財政調整資金積立金一八、五六七千円、職員退職金積立金三、五四九千円がある。とりくずし額が二八、八八一千円、四十八年度末の積立金が一二、三二五千円、さし引きして四十九年末の積立金は一二、四六〇千円となる。

◎繰出金の項目

繰出金の項目では、索道事業会計繰出金一七、七〇〇千円、国保会計繰出金一、五〇〇千円、診療所会計繰出金一、五〇〇千円土地開発基金繰出金四〇六千円等である。また、その他に一般会計から水道事業特別会計へ六、七五〇千円の出資金がある。四十九年度末の土地開発基金の現在高は、六五、八四五千円となっている。

◎扶助費の項目

扶助費の項目では、民生費関係の老人医療報酬及び医療費で一四、二七一千円を支出している。これは老人福祉費の九十六％、民生費全体では七十三・二％近くも占めている。

それ以外では教育費関係の就学援助費、医療費等で九七二千円を支出している。

◎その他の項目

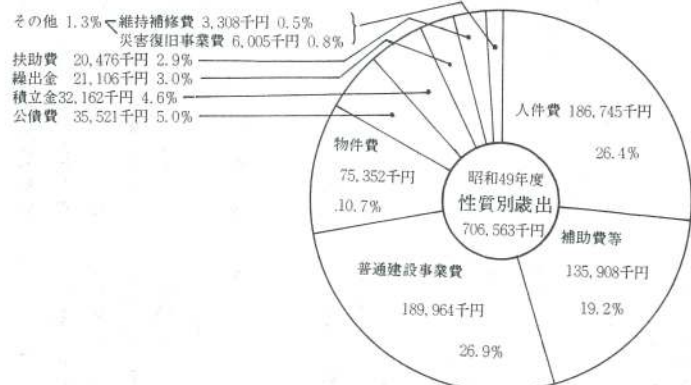
維持費補修費の項目としては、道路橋梁費で六八六千円支出している。投資及び出資金の項目では電話債券代として一六千円が支出されている。

49年度一般会計性質別歳出
決算総額およびその構成比

性質別区分	決算額	構成比
① 人件費	186,745	26.4
うち職員給	128,915	18.2
② 物件費	75,352	10.7
③ 維持補修費	3,308	0.5
④ 扶助費	20,476	2.9
⑤ 補助費等	135,908	19.2
⑥ 普通建設事業費	189,964	26.9
⑦ 災害復旧事業費	6,005	0.8
⑧ 失業対策事業費		
⑨ 公債費	35,521	5.0
⑩ 積立金	32,162	4.6
⑪ 投資及び出資金	16	
⑫ 貸付金		
⑬ 繰出金	21,106	3.0
⑭ 前年度繰上充用金		
合計	706,563	100

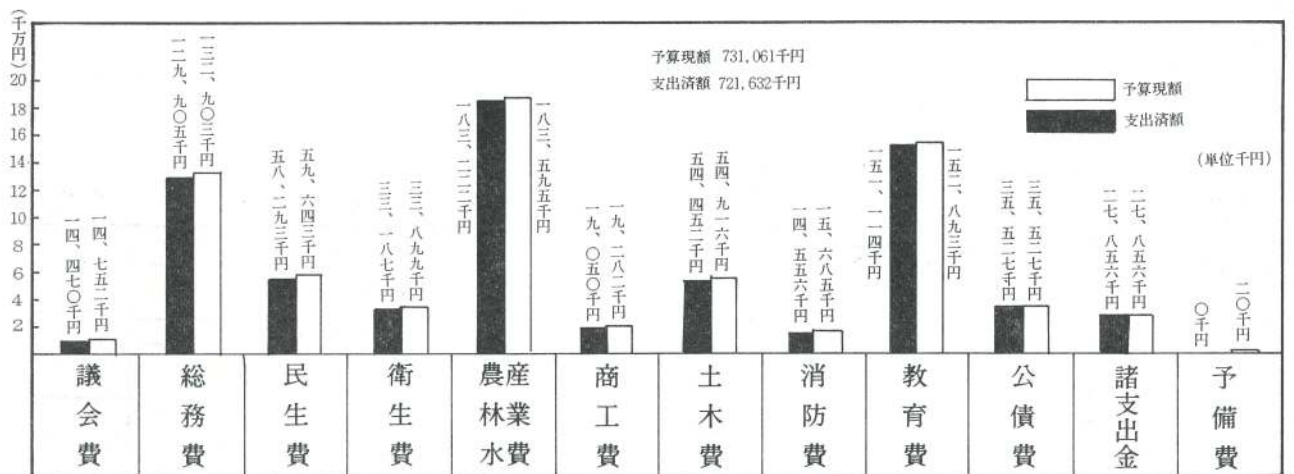
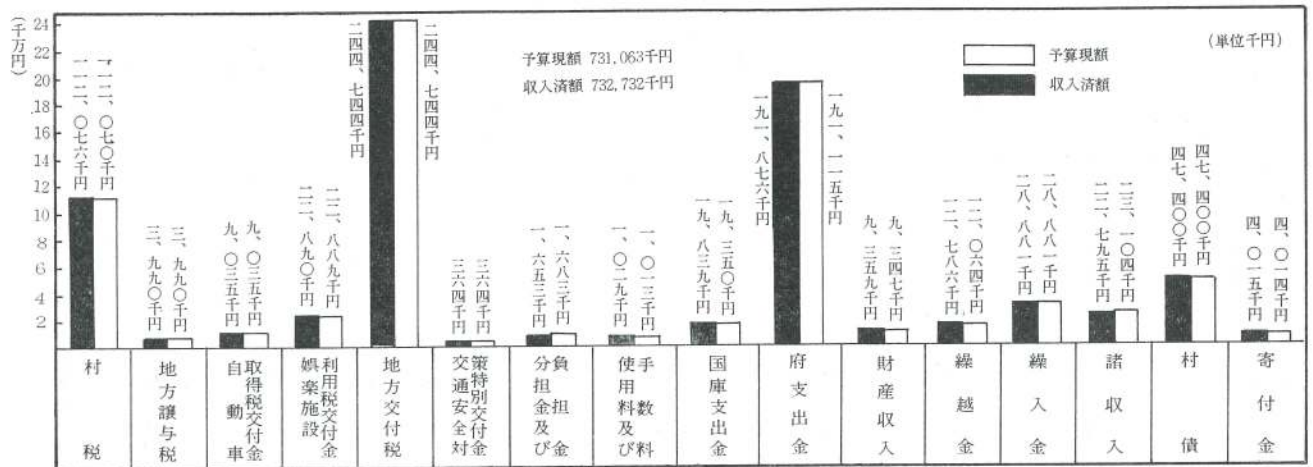
(49年度決算統計より国民
年金費にかかるものを除く)

(単位千円)



昭和49年度 千早赤阪村歳入歳出決算

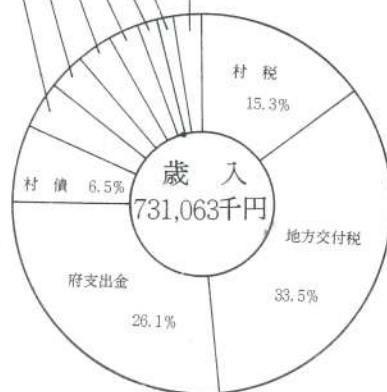
一般会計



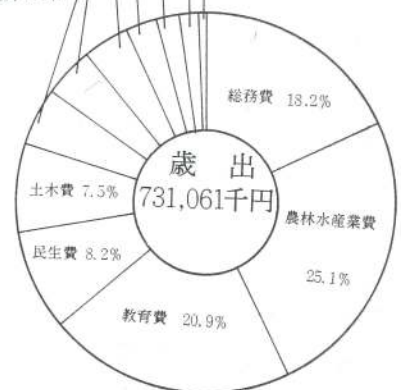
財産収入 1.3%
繰越金 1.7%
国庫支出金 2.7%
娯楽施設利用税交付金 3.1%
諸収入 3.2%
繰入金 4.0%

その他 2.6%

地方譲与税 0.5%
自動車取得税交付金 1.2%
交通安全対策特別交付金 0.1%
分担金及び負担金 0.2%
使用料及び手数料 0.1%
寄付金 0.5%



予備費 0.1%
議会費 2.0%
消防費 2.1%
商工費 2.6%
諸支出金 3.8%
衛生費 4.6%
公債費 4.9%



水道事業 昭和49年度特別会計歳入歳出決算

(単位千円)

(収入)

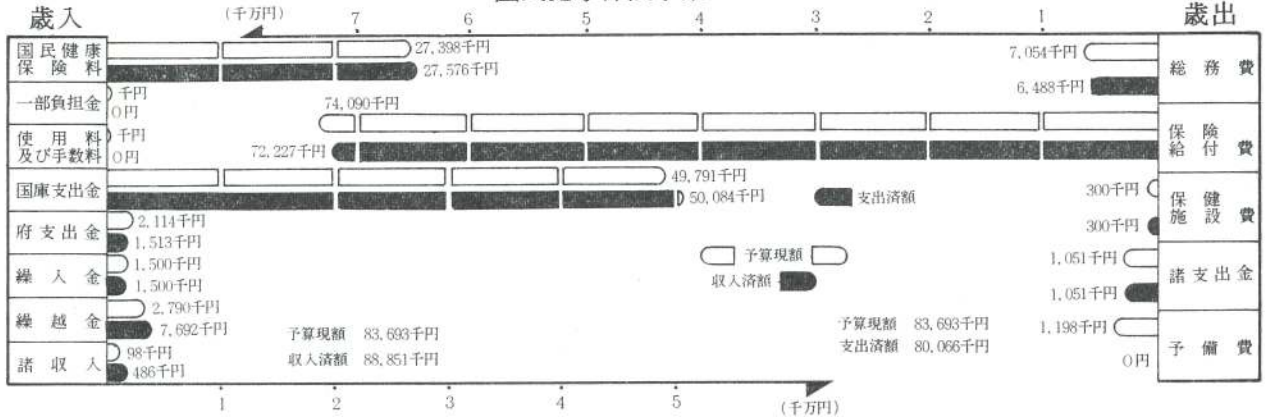
(1) 収益の収入及び支出

(支出)

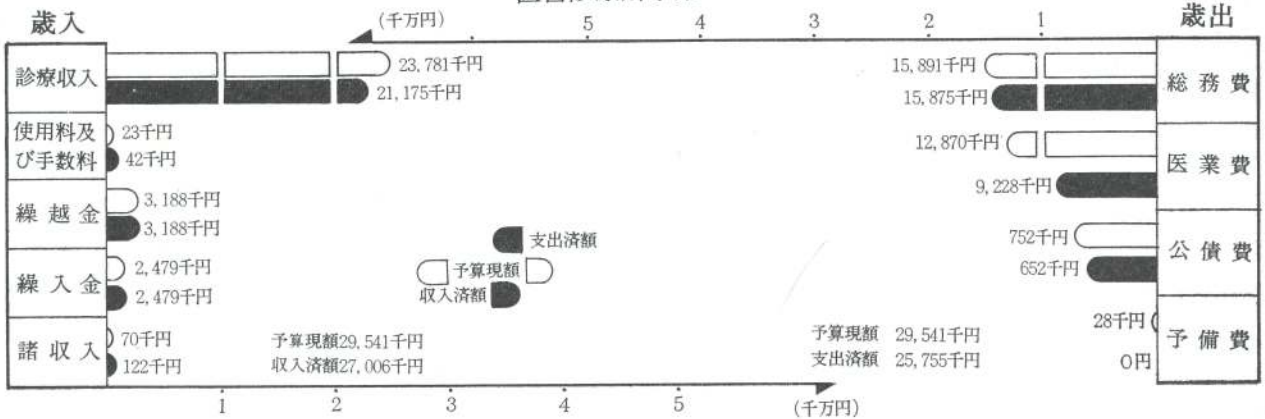
区 分	予算現額	決算額	予算比増減	区 分	予算現額	決算額	不用額
款1 水道事業収益	28,398	28,398	0	款1 水道事業費用	24,743	24,743	0
項1 営業収益	12,580	12,580	0	項1 営業費用	19,958	19,958	0
項2 営業外収益	15,818	15,818	0	項2 営業外費用	4,785	4,785	0
				項3 予備費	0	0	0

区 分	予算現額	決算額	予算比増減	区 分	予算現額	決算額	不用額
款1 資本的収入	8,845	8,845	0	款1 資本的支出	50,604	50,601	3
項1 工事負担金	2,095	2,095	0	項1 企業債還金	2,540	2,540	0
項2 出資金	6,750	6,750	0	項2 建設改良費	34,303	34,302	1
				項3 固定資産購入費	13,761	13,759	2

国民健康保険事業



直営診療所事業



索道事業

款	予算現額	収入済額	比較増減	款	予算現額	支出済額	予算残額
① 索道事業収入	56,731	49,547	△ 7,184	① 索道事業債	59,645	59,633	12
② 繰入金	17,700	17,700	0	② 公債費	14,786	14,784	2
歳入合計	74,431	67,247	△ 7,184	③ 予備費	0	0	0
				歳出合計	74,431	74,417	14

村民1人当りの税負担額

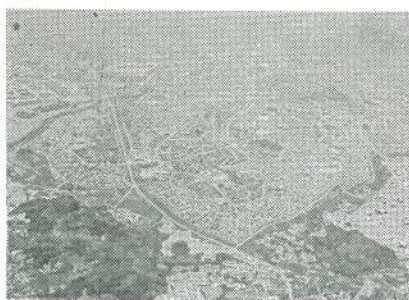
税別	負担別	1人当り	1世帯当り	税別	負担別	1人当り	1世帯当り
村民税		9,258	40,924	電気ガス税		917	4,053
固定資産税		8,009	35,399	木材引取税		223	987
軽自動車税		455	2,011	特別土地保有税		1,658	7,330
たばこ消費税		1,490	6,584	合計		22,010	97,288

のあらし

この土地利用基本計画は、国土利用計画が策定されたときには、見直しをする予定です。また、国土法に定められている自然保全地域は、現在未指定です。

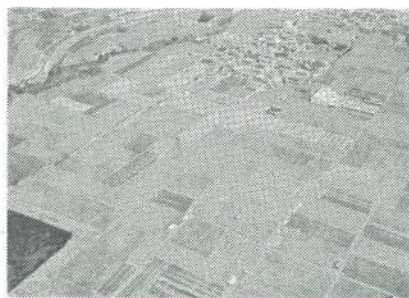
① 都市地域

このうち都市計画法に定められた市街化区域は、すでに市街化区域を形成している区域及びおおむね一〇年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街地の開発、交通体系、都市排水施設等の整備を計画的に推進します。また、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とすることを基本とします。



このうち、農用地区域内の土地は、直接的に農業生産の基盤となる土地です。他用途への転用はできません。

また、農用地区域外の農地は、都市計画などの調整が終った場合には転用はできるだけ調整された計画を尊重します。農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地や農業に対する公共投資の対象となった農地（優良農地）は、後順序に転用する方向にもつていきます。農業以外の土地利用計画のない地域では、優良農地は原則として転用できません。

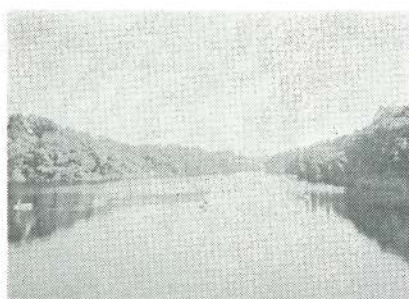


このうち地域森林計画対象民有林で、優良人工造林、水源として依存度の高い森林などは他への転用を避けるものとします。また保安林は水源かん養、土砂の流出の防備などそれぞれの区域の指定の



自然公園地域では、大規模な開発行為や自然の保護に支障をきたすおそれのある土地は避けるものとします。

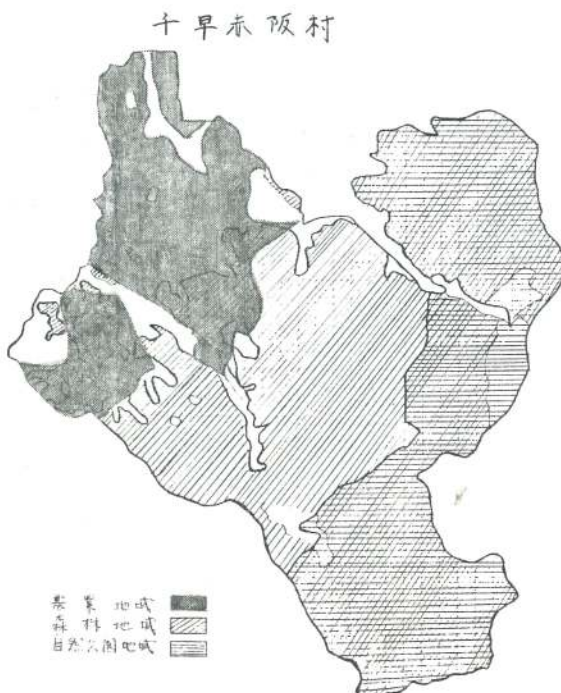
このうち特別地域については、設定の趣旨に即して、その風致または景観の維持を図るものとする。



⑤ 詳細については、大阪府企画部土地利用対策準備室へ
☎ 〇六一九四一―〇三五

目的に沿って適正に利用するもの
とします。

(3)大阪府土地利用基本計画



：今月のキャンペーン： 所得税・贈与税

申告と納付は3月15日までに

昭和五十一年分の贈与税の申告と納税は二月一日から、所得税の確定申告と納税は二月十六日からそれぞれ受付が始まります。その申告納税の期間は、いずれも三月十五日です。しかし期限が近くなると、税務署の窓口は大変混雑し、落ち着いて相談できなくなったり、長い間待たなければならなかったりします。そのため申告はできるだけ早く済ませた方がよいでしょう。

所得 税

所得税は個人が一年間に得た所得にかかると税金です。商売をしている人や不動産収入のある人などで、昭和五十一年中の所得の合計額が配偶者控除や扶養控除（別表を

所得税は個人が一年間に得た所得にかかると税金です。商売をしている人や不動産収入のある人などで、昭和五十一年中の所得の合計額が配偶者控除や扶養控除（別表を

贈与 税

もらった財産が60万円を超える人は申告を

昭和五十一年分（昭和五十一年度課税）村民税・府民税は、昭和五十一年一月一日現在、本村に住する有する方で所得のあった人に課税されますので、来る二月十六日より三月十五日までに、役場税務課へ申告書を提出してください。（ただし給与所得のみの方と所得税の確定申告をされた方は除きます）なお、本年も次の通り出張受付を行いますので、よりよいの会場で申告をしてください。

住民税申告書の 出張受付について

申告書を書くときは税務署から申告書と一緒に送られてくる「申告書の書きかた」や「所得の確定申告の手引き」を参考にしてください。また税務署から申告書が送られてこない人でも先に述べた一定の要件にあてはまる人は申告が必要で、その忘れずに申告してください。もし申告書の書き方など、わからないことや、もっと詳しく知りたいことがあれば税務署や役場税務課をご利用ください。

○基礎控除	26万円
○扶養控除	1人につき26万円
○老人扶養控除	1人につき26万円
○配偶者控除	26万円
○障害者控除	1人につき28万円 (特別障害者は20万円)
○老年者控除	20万円
○寡婦控除	20万円
○勤労学生控除	20万円
○社会保険料控除	支払保険料の全額
○小企業共済等掛金控除	支払保険料の全額
○生命保険料控除	支払保険料2万5千円以下 支払保険料の全額
支払保険料 2万5千円超5万円以下	支払保険料× $\frac{1}{2}$ +1万2千5百円
支払保険料 5万円超10万円以下	支払保険料× $\frac{1}{4}$ +2万5千円
支払保険料 10万円以上	5万円
○損害保険料控除	
① 保険期間が10万円以上満期返れい金などのある人	最高1万5千円
② ①以外の人	最高3千円
③ ①・②の両方ある人	最高1万5千円
○雑損控除	災害などに よる損失額
所得の合計額 × 10%	
○医療費控除 (最高200万円)	合計所得額 × 5%か 支払医療費—5万円のうちの少ない額
○寄付金控除	特定寄付金の支払額+合計所—1万円 得額×25%のうちの少ない額

月 日	時 間	場 所
2月23日(月)	午前9時～午後3時 午後1時～午後4時	森屋青年会 川野辺集会所
2月24日(火)	午前9時～午後3時 午後1時～午後4時	水分公民館 二河原辺集会所
2月25日(水)	午前9時～午後3時 午後1時～午後4時	桐山金泉寺 中津原集会所
2月26日(木)	午前9時～午後3時 午後1時～午後4時	下東阪集会所 小吹集会所
2月27日(金)	午前9時30分～午後3時 午後1時～午後4時	吉年集会所 千早農協出張所 上東阪集会所

休日診療当直医予定表

月 日	医 院 名	住 所	電 話
2月8日(日)	小野田 医院	富田林市久野喜台1-17-8	07212 ⑥9579
11日(祭)	平 田 医院	富田林市常盤町12-33	07212 ③2034
15日(日)	木下(哲)医院	富田林市桜井町1丁目14-24	07212 ③2338
22日(日)	村 田 医院	富田林市青葉ヶ丘町8-2	0723 ⑤6241
29日(日)	杉 田 医院	富田林市富田林町12-25	07212 ③2344
3月7日(日)	横 田 医院	富田林市久野喜台二丁目5-5	07212 ⑨1984
14日(日)	関 医院	富田林市久野喜台一丁目1-7	07212 ⑩0650
20日(祭)	綿 谷 医院	富田林市喜志町三丁目6-25	07212 ③2960
21日(日)	大 槻 医院	南河内郡河南町一須賀635	07212 ④1581
28日(日)	尾 山 医院	富田林市竜泉684	07212 ④3139
4日(日)	藤 岡 医院	富田林市本町19-9	07212 ③2019
11日(日)	尾多賀 医院	富田林市彼方1347-8	07212 ⑤1680
18日(日)	桐 野 医院	富田林市高辺台一丁目21-16	07212 ⑧0200
25日(日)	木下(実)医院	富田林市須賀558	07215 ②2217
29日(祭)	東 條(順)医院	千早赤阪村森屋364	07217 ②0527

休日診療について

診療時間 午前九時～十二時まで 午後一時～六時まで
◎往診はいたしません。

心配ごと相談日

心配ごと相談日はつぎのとおりです。どんなことでも相談に応じます。

相 談 日	2 月	3 月	4 月
10日(火)	1日(月)	12日(月)	
20日(金)	10日(火)	20日(火)	
	22日(月)	30日(金)	
	30日(火)		

午後一時～三時
◆庁舎別館(診療所二階)

新区長決まる

左記の通り新しく区長が二名決まりましたのでお知らせします。

△川野辺
阪上俊春氏(川野辺一四九)
△桐山
高塚弥寿男氏(桐山五二六の甲)

戦没者遺族に対する

特別弔慰金申請について

戦傷病者・戦没者遺族等援護法等の一部改正に伴い、次に該当する方に、特別弔慰金二十万円を支給されますので、請求手続きをされますようお知らせします。

■支給該当者

- (1) 前回(昭和四十四年四月一日以降)の特別弔慰金三万円を受けた者
- (2) 前回特別弔慰金三万円を受けた者が、昭和五十年三月三十一日までに死亡した場合は、遺族の順位による順位者
- (3) 前回の特別弔慰金を受けた者が昭和五十年四月一日以降、死亡した場合は、その者の相続人
- (4) 昭和十六年十二月八日以後に死亡した者の遺族で、昭和四十七年四月一日から、昭和五十年三月三十一日までの間に、遺族のうちで遺族年金・公務扶助料等を受けていた者が、すべて失権した場合に、その戦没者の遺族
- (5) 昭和四十七年四月一日から昭和五十年四月一日までの間に弔慰金のみ受けた者

重度身心障害者(児)の医療費助成について

重度の身体障害者(児)及び精神薄弱者(児)を対象として千早赤阪村条例にもとづき医療費の一部を助成していますこの制度の適用を受ける対象者は次のいずれにも該当する人です。

- ① 千早赤阪村に居住する人で老人医療の適用を受けていない人。
- ② 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者である人(社会保険の被保険者は除く)
- ③ 年間の収入が一千万円以下の人の右の①②③に該当し次のいづれかに該当する人
 - ① 一級または二級の身体障害者手帳を所持する人
 - ② 精神薄弱の程度が重度の人(知能指数が三五以下の人または、は三六以上であつても社会生活上著しく支障をきたす人)
 - ③ 精神薄弱の程度が中度(知能指

数が三五以上五〇以下の人)であつて身体障害者手帳を所持する人
なお、精神薄弱の程度がわからない場合は、次の機関で判定を受けてください。

- 年令十八才以上の人
- 精神薄弱者更生相談所
- (大阪市内森の宮青少年会館内)
- 年令十八才未満の人
- 富田児童相談所
- (南河内府民センター内)

農繁期の労働力交換

本村の主産物であるみかんが、近年特に生産過剰による価額の暴落により、後継者・農業経営主等が他産業への流出が目立って多くなり、毎年農繁期労働力の調整難の諸問題が生じております。

そこで農業委員会では昭和四十九年度より農業就業近代化対策事業に取り組み、その中の一つである農繁期の労働力問題を重点に行つてまいりました。

昨年、特に労働力不足に悩んでおられる農家同志が中心となり、当農業委員会と羽曳野が仲介役と

旧軍人に対する

恩給法の一部が改正されました

① 旧軍人に対する一時恩給等の支給範囲の拡大

引続く実在職年が、三年以上七年来満の兵たる旧軍人またはその遺族に対し、一時恩給または一時扶助料が支給されます。

② 旧軍人等の加算年の年額計算へ

■申請に必要なもの
健康保険証・印鑑・身体障害者手帳を必ず持参ください。

■申請場所及び問い合わせ先
役場住民課福祉係

◎医療の受け方

医療機関で医療を受ける際は、健康保険証と医療証を同時に提出すれば、医療機関の窓口で現金を支払うことなく医療が受けられます。(医療証は、大阪府下の医療機関のみに通用します)

なつて、ぶどうのジベ処理とみかんの収穫作業について労働力の交換をされ、双方とも労働力不足の解決の糸口となつたと大変喜んでいただいております。

こうした労働力の交換については、一部の農家のみが実施しただけで、まだまだ希望があると思ひますので、本年度もこの事業を実施しますので、羽曳野市ジベ処理と、みかん収穫の労働力の交換について希望のある方で詳細についてお聞きになりたい方は農業委員会へお越しください。

の算入要件の緩和

旧軍人等の加算年を普通恩給の年額計算の基礎に職年に算入する場合における年令要件を緩和し、六十五才以上七才未満の者についても、この算入措置がとられます。

たばこは村内で
買いましょう
たばこ消費税として一部が村財政となります。

スキー教室
参加希望者は早い目にお申し込みを
／申込方法／

- ◆場所 志賀高原発着スキー場(宿泊 岩管ホテル)
- ◆期日 昭和51年3月27日(土)夕刻 3月30日(火)
- ◆参加費 19800円(但し貸スキー代は含まない)
- ◆募集人員 先着70名
- ◆対象者 村内在住・在勤者
- ◆申込方法 参加費を添えて村教育委員会事務局(電話211238)まで申し込んでください。
- ◆主催 千早赤阪村体育連盟



お詫び

一月号広報中「議会の動き」の第四十号議案(千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正の件)における金額について、議長・副議長、議員、村史編さん委員長は月額その他の行政委員については月額です。また、年額の定めのあるものは昭和五十年四月一日、月額の定めのあるものは昭和五十年十二月一日からの適用です。不明確な内容によりご迷惑をおかけしましたことをお詫びします。

消費生活

▽ストーブを考える

最近セントラルヒーティング普及のきざしが見えはじめたというものの、まだ何となく一部屋暖房のボタボタストーブが中心です。使用する燃料によって石油ガス・電気等に分けられます。ここでは石油ストーブについて書いて見ました。

(1)耐震自動消火装置

JIS規格では、この装置をつけるよう定められ、地方自治体の条例でも装置がついていない器具を使用してはならないという使用規制を施行する方向にあり、現在市販されているほとんどの石油ストーブには、この装置がついています。

(装置の方式)

①芯降下式：芯を燃焼管の中に落しこんで消す。

②しゃ開式：燃焼筒にふたをして消す。

③水噴射式：燃焼筒に水をかけて消す。

(2)使用上の注意

①火をつけたままの給油・持ち運びは禁物

②ガラス芯は空やきをまめにする
一週間に一度位の割で。

③安全性からも結露防止の上からも、使用中のストーブの上にかんなどを置かなくても大層用のストーブを燃やすと、一時間に約二五〇gの水蒸気が発生する。

④換気は一時間に一回をめどに行なう。直接外気にふれない所に置いた温度計が2℃下つたら室内の空気はほとんど入れかわったものとみられる。

③・④はガスストーブの場合も

千早赤阪村誌発刊のお知らせ

合併十五周年記念事業として、去る昭和四十二年以来、編さんを経てきた千早赤阪村誌が上下二巻のうち「資料編」が刊行されることになりました。

わたしたちの先祖がどのようにしてこの土地に住みつき、どのような生活を送ってきたか。また、先祖の偉人である楠公さんが日本史のうえで、どのように重要な役割を果たしてきたかを知る資料を集めました。

主な内容を挙げると

▽かつらぎ山

古事記・日本書記の中の金剛山幸田露伴の金剛登山日記

▽国宝指定の観心寺文書と本村の

庄園

ほぼ同じです。

(ストーブの選び方)

現在、市販されている石油ストーブの基本的構造は同じです。JISマークつきの製品では、安全性・性能などについて銘柄間の差は特になくようです。しかし使いやすさの点では差がみられるので店頭で操作した上で選ぶ必要があります。JISマークつきのものを、また部屋の大きさにあった発熱量のものをを選ぶ。

△ミニ・ニュース▽

▽自動販売機に管理者の表示

最近急増し苦情もある自動販売機に対する管理体制を明確にするため通商産業省は12月1日以降、新規に出荷されるものに統一ステッカー「故障と苦情は管理者名・所在地・電話番号が正面の見易い位置に貼付することを実施した。

楠木一族と楠公精神

○文学的表現の多い太平記にえがかれていた赤阪千早・湊川四條殿の合戦

○誇張せず忠実に記録したと思われる楠木合戦注文の記事

地元の資料

○文禄・慶長・延宝の各村検地帳

○水越山をめぐる水論・山論

○明治初年のコレラ大流行

「コレラの予防と治療に稀硫酸をのめ」(堺県)

○文久元年の千早凍豆腐大豆買込帳、喜志の浜着、二〇〇〇石

○享保時代・幕末・明治初年の各村誌・明細帳

○文化十三年の江戸道中諸私

○徴兵検査

あなたの声を大阪府政に!!

昭和51年度府政モニター募集

▷応募資格…20才以上の府民(公務員を除く)

▷任期…昭和51年4月1日～52年3月31日

▷謝礼…年額10,000円の範囲内

▷申込用紙…(1)府庁公聴課・各府民センター
府税事務所(大阪市内・堺)にあります。

(2)郵送の場合は50円切手をはった返信用封筒(住所・氏名を記入)を同封して下記までご請求ください。

▷募集期間 昭和51年2月1日(日)～昭和51年3月15日(月)〔当日消印有効〕

▷問い合わせ先・申込先

大阪府知事室公聴課

大阪市東区大手前二丁目(☎540)

(☎06-941-0351 内線2091・2092)



村道改良工事のため

車両通行禁止のお知らせ

今般、昭和50年度におきまして村道拡充工事を施行致すことになり、これに伴いまして、次の通り

通行禁止になりますので、ご迷惑をおかけ致しますが、ご協力をお願い申し上げます。

◆路線名

西峯西出線(小吹)

◆工事場所

府道東阪三市線小吹バス停50m入る。

より九天集荷所手前

◆工事期間

昭和51年1月26日～

昭和51年3月31日

◆業者名 杉江工務店

◆代表者 杉本音七

男子平均身長 二十才 一五一cm

(註)昭和五十年四月、千早赤阪

中学三年男子(十四～十五才)

平均一六一・五cm

○その他二百点の資料

千早赤阪村史資料編をご希望の方は、次の要領で頒布しますので

ご予約ください。

頁数 七百頁

発行予定 三月中旬

予定価格 三、八〇〇円

問い合わせ先 役場教育委員会

☎ 210081